

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和6年8月19日 午後 1時52分 開 議

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博一
委員	服部栄一

欠席委員

なし

委員外委員

なし

出席説明者

教 育 長	井坂庄衛
市民部長	廣原正則
保健福祉部長	川原場宗徳
教 育 部 長	加藤洋一
地域コミュニティ課長	松延克彦
社会福祉課長	山口浩史
子育て支援課長	関克明
生涯学習課長	乾文彦
スポーツ振興課長	由波大樹
子育て支援課副参事	山本好徳
教育委員会副参事	福島真

出席書記名

議会総務課主幹	川原場 智
---------	-------

議 事 日 程

令和6年8月19日（月曜日）午後 1時52分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) コミュニティ・スクール導入について
- (2) かすみがうら市立中・義務教育学校の部活動地域移行について
- (3) 霞ヶ浦コミュニティセンター浴室施設の漏水調査の状況等について
- (4) かすみがうら市手話言語条例の制定について
- (5) 市立第一保育所の閉所について
- (6) 市立保育所運営計画について
- (7) 市立保育所民営化に関する市立保育所運営事業者選考委員会委員の推薦について
- (8) その他

3. 閉 会

開 議 午後 1時52分

○久松公生委員長

こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は4名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、川原場主幹を指名いたします。

本日、教育長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○教育長（井坂庄衛君）

皆さん、こんにちは。

本日は何かとお忙しい中、文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

小中義務教育学校につきましては、夏休みも残り少なくなってまいりましたが、まだまだ暑い日が続いております。引き続き熱中症対策に努めながら、児童生徒の健全な学校生活の機会を確保してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日はコミュニティ・スクール導入についてのほか、5件についてご審議をいただくことをお願いしております。委員の皆様には本市行政遂行へのご助言、ご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

ありがとうございました。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、（1）コミュニティ・スクール導入についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（加藤洋一君）

本日は大変ご苦勞さまでございます。

教育委員会としましては、本日2件の案件をご説明させていただきます。

まず1点目、コミュニティ・スクール導入についてご説明をさせていただきます。

国におきましては、学校と地域がパートナーとして連携・協働するため、地域に開かれた学校から一歩踏み出し、地域と一体となって子どもたちを育む、地域とともにある学校へ転換を図ることを目指しまして、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールの導入を推進しております。

本市におきましても、導入するに当たりまして、今年度から準備を進めているところでございます。

詳細につきましては、生涯学習課、乾課長よりご説明させていただきます。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

お疲れさまでございます。

それでは、コミュニティ・スクールの導入につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

現在、茨城県内の小中学校におきまして39.7%で導入が進められておるコミュニティ・スクールでございますけれども、今年度、県内におきましても令和6年度末では50%を超えるというような予測が立てられております。全国的な動きとしましては、自治体の74.3%が何らかの形でコミュニティ・スクールを導入しているという中で、本市におきましても、まず来年4月におきまして霞ヶ浦中学校においてコミュニティ・スクールを導入開始ということで今進めております。あわせて、来年11月においては千代田地区にあります下稲吉中学校区と千代田義務教育学校区におきましてもコミュニティ・スクールが開始できればということで事務を進めているところでございます。

詳細につきましては、福島副参事からご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育委員会副参事（福島 真君）

それでは、かすみがうら市におけるコミュニティ・スクール導入の取組についてご説明させていただきます。

初めに、コミュニティ・スクール導入の背景でございますが、近年、教職員の長時間勤務や教える内容の増加、情報通信技術の活用、子どもたちの体力向上、いじめ、不登校へのきめ細かな対応など、学校は取り組むべき多くの課題を抱えています。さらにこれから子どもたちが生きる社会というのは、情報化やグローバル化の進展、雇用環境の変化と子どもたちの65%は大学卒業後、今は存在しない職業に就くとか、あと、今後は10年から20年程度で約47%の仕事は自動化される可能性があるとか、大きく変わっていくことが予想されています。目の前の課題を解決し、新たな時代をたくましく生きる力を育むには、学校の努力だけでは限界があります。そこで、学校と地域が協働し、地域とともにある学校づくりを進めることで社会総がかりで子どもたちを育むことが求められています。これらを踏まえ、全国的な動きとして、学校と地域が一体となり、子どもの成長を支える仕組みとしてコミュニティ・スクールの導入が進められているところです。

資料の1ページをご覧ください。

資料の赤枠でコミュニティ・スクールとは、と書かれたところをご覧ください。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことをいいます。学校運営協議会の法的な位置づけについてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5に、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として学校運営協議会を置くように努めなけ

ればならないと規定されており、学校と地域が一体となった学校づくりを進めるとともに、学校運営及び運営への必要な支援などを協議する機関として学校運営協議会を位置づけています。コミュニティ・スクールは別な言い方として学校運営協議会制度と呼ばれ、その仕組みとして、学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校が地域に開かれた学校から一歩踏み出して、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目線やビジョンを地域住民や保護者と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む地域とともにある学校へと転換していく必要があります。つまりコミュニティ・スクールを導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができることとなります。

その下の赤枠の学校運営協議会とは、と書かれたところをご覧ください。

学校運営協議会は、法律に基づき教育委員会により任命された学校運営協議会委員で構成されています。委員の立場は地方公務員法に規定する特別職の地方公務員の身分を有することとなり、任命された委員が一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関となります。

その次に、学校運営協議会の主な役割とは、についてですが、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することが1つ目の役割となります。

役割の2つ目は、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができるものとされています。

役割の3つ目としては、教職員の任用について、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができるとされています。

その下のコミュニティ・スクールを導入することのメリット等についてですが、1つ目として、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有できることが挙げられています。

メリットの2つ目は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者が皆当事者意識を持ち、役割分担をもって連携・協働する取組ができ、当事者意識、役割分担が図られることとされます。

メリットの3つ目としましては、校長や教職員の異動があっても、学校と地域との組織的な連携・協働体制ができる。持続可能性が挙げられます。資料には記載しておりませんが、学校運営協議会制度を導入することにより、これまで市単独費で実施していた地域学習ボランティア事業等についても文部科学省の地域と学校の連携・協働体制構築事業に該当することから、補助対象事業になることが財政面でのメリットとなります。

次に、資料の2ページの期待される効果としては、子どもたちの学びや体験活動が充実するとか、学校が社会的つながり、地域のよりどころになるとか、地域人材を活用した教育活動が充実するようなことが挙げられます。

さらに資料3ページにつきましては、文部科学省のホームページに記載されているコミュニティ・スクールの仕組みを図案化したものを載せさせていただきました。説明は省かせていただきます。

資料4ページをお願いします。

コミュニティ・スクール導入に向けてのスケジュール(案)についてですが、これまでの流れとして、今年度は4月にコミュニティ・スクール導入のための事前準備といたしまして、霞ヶ浦中学校との打合せを踏まえ、霞ヶ浦中学校、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校の3校を含めた霞ヶ浦中学校区をモデル校に選定し、各校の校長先生を交えて協議を進めてまいりました。6月には霞ヶ浦中学校区の霞ヶ浦中

学校、7月には霞ヶ浦北小学校の学校運営協力委員会において、コミュニティ・スクール先行実施の説明を実施しております。霞ヶ浦南小学校は10月に学校運営協力委員会が実施されますので、同様の説明を行う予定です。また、霞ヶ浦中学校区の各小中学校PTA本部役員は7月以降、コミュニティ・スクール先行実施の説明を実施しております。

今後の予定ですが、11月、霞ヶ浦中学校区の学校運営協議会の設立に向け、学校運営協議会推進委員会の第1回目の会議を開催する予定です。令和7年2月、第2回目の霞ヶ浦中学校区学校運営協議会推進委員会を開催し、令和7年4月に霞ヶ浦中学校区のコミュニティ・スクールをスタートさせる予定になっております。その後、千代田地区につきましても6月に下稲吉中学校区及び千代田義務教育学校区における第1回目の学校運営協議会推進委員会を開催し、11月には下稲吉中学校区及び千代田義務教育学校区におけるコミュニティ・スクールをスタートしたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

この1ページの、コミュニティ・スクールの導入について、4番目のところに校長が作成する学校運営の基本方針を承認することが前提というふうに書かれてますけれども、これは教育基本法だとか国の指導文書だとかのどこに書かれている内容ですか。理由は、この前、新潟県長岡市の施設に行ったときには、ここはこういうふうには書かれていなかったんですね。学校運営の基本方針について、その後の3ページのところにも、真ん中に協議機関があって、学校運営の説明、返す、矢印で承認というふうになってますね。なぜこんなことを言うのかというと、いわゆるコミュニティ・スクールをつくることによって、学校運営方針の中に地域の人たちの意向がどこに反映されていくのかが、ここではそういうプロセスについては、ちょっと私はここからそういうプロセスを読み取ることができなかった。

ただ、一方で、このかすみがうら市でどのような子どもを育てていくのかという、いわゆる国全体の流れだとか、この地域の特性だとか、地域で求められる人間像だとか、期待される人間像だとか、そういうことについて大事なそういうものを子どもたちの学校教育の中に育んでいくということが大切だというような中身が書かれていますけれども、ただ、地域の人たちのそういう意向だとか、そういうものをどこで入れるのかということについては、学校の運営方針を承認すること、というところから始まってしまっている。これはちょっと長岡市と違うところだなと思ったので、そここのところの質問ですね。

○久松公生委員長

答弁を求めます。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

まず第1点目の学校長が作成する学校運営の基本方針を承認するということの根拠でございますけれども、これは先ほど法律で申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の第4項の条文におきまして、条文を読み上げますと、対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して教育課程の編成、その他教育委員会で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない、ということがここに規定されておりまして、それに基づいて学校運営の基本方針を策定し、それを学校運営協議会で承認を受けるというような流れになってまいります。

2点目の地域で求められる人間像がどういようなことでこの基本方針に反映されるかというような話でございますが、今年度におきましては、来年4月に設立する学校運営協議会、第1年目になるんで

すけれども、その前に先ほど説明しました学校運営協議会推進委員会を令和7年11月に立ち上げますので、その中で来年4月に策定します基本方針の中にもこのメンバーを含めた、教職員も含めた中で計画を策定し、その内容に対しまして新たに設置されました学校運営協議会で承認を与えていくというような形になっていくものと考えます。2年度目以降につきましては、学校運営協議会の中で熟議というような形で次年度に向けた教育方針をその中で協議してまいりますので、それを踏まえた中で次年度の教育方針を承認していくというような形になっていくものと考えております。

〔櫻井委員 入室〕

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時10分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時10分]

○設楽健夫副委員長

この前の視察に行っても、学校運営協議会じゃないですけれども、その担当者の話も様々な話が出てきたんですけれども、1ページの一番下、校長や教職員の異動があっても、学校と地域との組織的な連携・協働体制ができますとありますよね。そのときに確かに学校の校長先生、教頭先生は定期的に異動して、そこから去っていつてしまう。これは私も過去にPTA活動だとか、そういうものをやってきたときに、やはりその地域の人たちがどういうものを望んでいるのかということ把握して継承していくということについては、様々な組織もありますけれども、子ども会とかいろいろありますけれども、そういうところの意向をどういうふうに維持しながら、学校教育の中に反映させていくのかということとは非常に重要な意味を持っていると思うんですね。ましてや今は各活動母体が消えていつている時代ですから、そういう中で把握していくというのは非常に大変な事業だと思うし、そこからこのかすみがうら市における子どもたちをどのように育てていくのか、どのように支援していくのかということについて整理していくということについては、非常に大変な事業だと思うので、私は要望に変えますけれども、今、乾課長からも説明がありましたけれども、地域の中で子どもたちが何を求められているのか。そして、何を求めているのかということについて把握していく過程といいますか、ただ学校の校長の教育方針を認めること、というふうにあるんですが、その内容を地域の人たちの意向をより丁寧に捉えて、そして学校の教職員会議と言うんですが、そういうところでそういう話が出されて、そして、学校の教育方針が定められていくときに、具体的には実行段階でもどういうふうにしていくのかということも含めて、その事前の段階を丁寧にやはり進めたいと、そして、悪い言葉で言えば上から目線で、学校の教育方針を承認しますというような単純な地域の人たちの意向を十分に取り上げていった場合には、長岡市の場合には、ここは学校運営の方針について共有しますという内容だったんですね。その辺をちょっと考慮していただきたいなという要望です。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

ちょっと説明不足の点があったと思いますので、ちょっと補足させていただきますと、今後設置してまいります学校運営協議会、その前の学校運営協議会推進委員会も同様の形になるかと思うんですけれども、その委員の中には対象学校区の地域内の住民の方も入っていただくようなことも考えておりますし、学校に在籍する児童生徒の保護者であるとか、あと教職員であるとか、学識経験者、その他専門的な知識を持った者であるとか、そういう方をメンバーに入れまして、地域の意向も酌み上げた上での方針決定をさせていただきたいと考えておりますので、メンバーについては学校と協議してになりますけれども、地域の実情をよく把握されている方につきましてもメンバーの中に入っていただくというこ

とで考えております。

○久松公生委員長

そのほかご意見等ございませんか。

○小倉 博委員

ちょっとお聞きしたいんですけれども、現在の学校におけるPTAというのがあるんですけれども、PTAと今の少子化、子どもたちがどんどん少なくなっていく中での学校の1つの課題とPTAとの課題、その辺は現在どのようになっていますかお聞きします。

○久松公生委員長

答弁できますでしょうか。

暫時休憩します。 [午後 2時16分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時16分]

○教育委員会副参事（福島 真君）

PTAの課題としては、やはりPTA組織も、最近はPTAに入らないという家庭も少し出てきたように思います。そして、PTAも少しそういうことにもなってきましたので、やっぱり学校運営協議会が立ち上がれば、PTAというよりも保護者の意見を取り入れていく部分が出てくるので、そういう点では今までよりも保護者の意見も取り入れやすい。先ほどの話にも追加すると、今、来年度に向けてやろうとしているところで、学校の方針を決める上でも、今までだと校長がある程度決めて、こういうふうにやっていきます、というのを話していたと思うんですね。しかし、この学校運営協議会が立ち上がってやる部分では、今年度の反省も踏まえて来年度の目標を決めていくというのもやりますので、今霞ヶ浦中学校区でやってもらっていることは、今年度の反省点は、霞ヶ浦中学校区も小中一貫校で進めていますので、目標は1つ中学校区ごとにあると思います。それは共通の反省点としてアンケートを取ったりする部分をつくるんですが、あとは小学校と中学校でやはり多少目標も違いますので、その辺も踏まえて、各小中学校で教頭先生を中心に今年度の反省を年度末までに向けて行います。それを持ち寄って、第2回目のこの準備会のときには、先ほど熟議といった話も出ましたが、熟議の練習もそこでしなきゃならないかなと思っています。そこでその反省を基に、今年度小中学校でやってきた、霞ヶ浦中学校区でやってきた内容がどうだったのか。子どもたちをよくしていくためにはどういうことをさらにやっていったらいいのか。そういうことをそこで話し合って、それを基に来年度の方針を決めていく校長の材料にしていきたいと考えております。そういう意味では保護者のPTAの考えも地域の考えもそこに取り入れられて、来年度の学校運営が決められていくのではないかなと考えております。

○小倉 博委員

保護者の皆さんの意見を聞くということも深く掘り下げて、子どもたちがいなくなっている、子ども会もなくなってきたということもちょっと聞きますので、やっぱり地域のコミュニティというのは何なんだろうということを考えると、やっぱり学校もそうですけれども、自治体のコミュニティも併せてということで、広い観点から進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

そのほか何かございますか。ちょっと私、いいですか。委員長を変えます。

○設楽健夫副委員長

久松委員。

○久松公生委員長

先ほど説明のありました学校運営協議会の委員ですか、これは以前に形上、お名前は、等々の、いろんな地域とか、見て変わっている話であったと思うんですが、あるいは各学校で何かを基に考えた委員なのかなというのが1つと、どういうふうにしてその委員を選考したのかというのが1つと、あと、任期とか、もし、決まりとかがあるのか、それを確認をさせていただきたいと思います。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

先ほどもちょっと申し上げましたが、来年度の学校運営協議会もそうなんですけれども、今から学校運営協議会の推進委員会というものを組織していくわけなんですけれども、今学校のほうで人選を今からやっていくような段階ではございます。学校運営協議会推進委員会のメンバーが、そのまま場合によっては学校運営協議会に移行していくような形になってくるかなと思ってはいるんですけれども、具体的に地域の住民の方にどういう方を選ぶのかとか、保護者の方でも、保護者の中でどの方を選ぶのかというのも今学校のほうで依頼して、選定をお願いしているような状況です。まだ決定はしていません。

○設楽健夫副委員長

よろしいですか。

○久松公生委員長

あともう一つ質問、それに対して今後任期は。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

任期については2年ということで考えております。

○久松公生委員長

はい、ありがとうございます。

○設楽健夫副委員長

委員長職を戻します。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

○櫻井繁行委員

すみません、遅参して申し訳ありません。

今ちょっと、委員長の質問の中の関連なんですけれども、推進委員、任期は2年と今課長からお話がありましたけれども、教育委員かな、逆に任期、2年以上にしてもいいような気もするんですけれども、何となく2年縛りというのは何か制度設計上、そういった絡みがあるんですか、お伺いします。

○教育委員会副参事（福島 真君）

やはり任期とか、それもしるなら続けてやってもらうのがいいというのは当然分かるんですが、やはりつくる上でいろんな市の情報を集めたり、聞いてきたりする中では、やはり大体2年というところが多くて、中には1年というところもあるんですが、2年が多かったということで、ただ、2年でもやはり継続してやってもらったほうが、当然、コーディネーターなどはいいいので、その場合は2年ごとに更新していくという形を取ると思います。そういう点で2年に一応しました。

○櫻井繁行委員

2年任期といっても、その後、再任は妨げないような形なんでしょうから、それは乾課長とも行かせていただいたんですけれども、新潟県の長岡市、たしか原田さん、ご商売されていて、ライオンズ活動なんかもされていて、非常に郷土愛あふれる、コーディネーターとしてはすごくふさわしい方がいらして、そういった方が地域の核になってやっていければ非常にいいのかなと思ったので、その辺は設楽副委員長や小倉委員のお話もあったように、特に霞ヶ浦地区のほうが非常に地域性って豊かな気がしてい

て、個性豊かというか、それは公民館活動なんかにも表れてくるのかもしれませんが、何かすごいコミュニティ・スクールというのが地域ごとに主体的に、地域でみんなで子どもを育てていくような文化がそれぞれの地域で広がっていけばいいと思うので、これも、部活動の地域移行と同じように、福島副参事がやっぱり核になってくるところだと思うので、教職員の経験を生かして、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、ちょっと説明であつたか分からないんですけども、スケジュールをちょっと確認をさせてもらうと、今年度7月に霞ヶ浦中学校区のPTA本部役員とコミュニティ・スクール、こういった制度なのかということの説明を各校で行ったというふうにあつたんですけども、ここでこういったPTAの保護者だったりとか、先生方から意見が上がったかみたいなのがあればご報告いただきたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

まず、前段の部分の継続して委員に就任していただいたらどうかという部分につきましては、規約の中に2年としてうたってあるんですけども、一応再任を妨げないという形で継続もできるような形を取らせていただきたいと思います。

2年の縛りについてなんですけれども、ほかの事例はちょっとどういう意味での2年なのか分からないんですけども、一応委員の中に学校長であるとか、教職員も含まれているので、1つの区切りとして2年ということで区切りを設けているのかなと。ただ、その他の地域の代表者というか、通学区域内の住民という部分につきましては、場合によっては継続して就任していただくことが望ましいもののかなとは考えてはおります。後段の部分については実際に携わっている福島副参事のほうから。

○教育委員会副参事（福島 真君）

霞ヶ浦中学校区は令和6年7月から始まって、校務役員が来たときに伝えるということで話はしてもらっているんですが、特に今のところ各校長からこうだったという話は聞いてはいません。特に反対的な意見はあつたというのも聞いてませんので、好意的に受け取られているのかなということで私のほうは感じております。

○櫻井繁行委員

そうですね、令和6年6月に説明会を実施ということなんですけれども、特に批判的な意見がなかったということを知って安心はしているんですけども、何となく教育委員会のほうが主導で、あまり上からはよくない、制度設計上そういうこともあるでしょうし、何かウィン・ウィンの関係で、お互いしっかり地域とPTAとか、あとは教育委員会とか、そういったのをうまく連携をして、変に肩肘張らずに何かやっていくということが、フレキシブルにやっていくということが、何か僕も原田さんの話を聞いていていいことなのかなと思ったので、そういった目線で取り組んでいただきたいと思います。しっかりとこれからも見守りたいと思うので、報告をいただきたいと思います。

それと、最後になんですけども、委員長、いいでしょうか。小倉委員の質問で、たしか福島副参事から、校長会で今年度の反省点を生かして来年度につなげていきたいという言葉があつたんですけども、それはかすみがうら市内は一体型と分離型で義務教育学校が始まっていますけれども、どちらかというと、その分離型の何か弊害みたいなものがあるのかなというところが、何か聞いていて懸念があつたんですけども、できればちょっとその反省点とか、こういったところを改善していくのかみたいなのを差支えない範囲で、この文教厚生委員会にも報告をいただければ、また僕たちもそこを調査研究の糧にしたいと思いますので、もしよろしければお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○教育委員会副参事（福島 真君）

反省というのは、学校評価を毎年学校はやっていますので、その点で中学校は中学校、小学校は小学校でやっていたんですが、今年度コミュニティ・スクールを先行で実施しますよという話をして、やっぱりそれを次年度の目標につなげるという話を先ほどしたんですが、そういう点で学校評価も合わせるところは3校で合わせたほうがお互いに今後やりやすいんじゃないかと。多少小学校と中学校で違う点は、そこは小学校独自で相談してやるとか、共通でやるところは共通で学校評価をつくって、お互いに教頭先生同士も連携を取り合って、それでお互いに教職員とか、児童生徒で多少違うので、作り方はちょっと違う部分はあると思うんですが、職員と、あと保護者にはある程度同じようなもので出せるんじゃないか。それを持ち寄った上で、来年度の方針を決めるときの参考にそれを見ながら、どんなふうな学校にしていきたいかというのを令和7年2月に話し合えれば、次の年度に生かされるかなということで考えているわけです。

○櫻井繁行委員

はい、分かりました。そういったところでも一体型の、例えば千代田義務教育学校においてもちょっと問題があるのかなという気もするので、あまり詳細な評価シートみたいなのは出しかねるところもあるかもしれませんが、少しかみ砕いたところで、もし出せるものがあればですが、ぜひ僕らも参考にさせていただきたいと思うので、やっぱり一体型と分離型で義務教育学校が始まってますけれども、子どもたちはやっぱり公平、平等に学校教育ってやっていかなきゃいけないことだと思いますので、そういったところのできる範囲で出していただければと思いますし、井坂教育長と福島副参事の顔を見ると、やはり昔から一緒に連携をしてやっていたという流れもよく見えますので、このコミュニティ・スクールだけじゃなくて、この次の部活動の地域移行についてもぜひ何かうまく取り組んでいけるような気がするので、しっかりと子どもたちのために頑張っていただきたいと思います。教育長もよろしくお願いします。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

先ほど櫻井委員からございました、あまり方針を決めないでという話が1点あったと思うんですけれども、基本的には学校運営協議会の運営につきましては、協議会のメンバーの方の計画づくりにおいては基本的にはそちらにお任せするというような方針でおりまして、教育委員会としてこういう方針に基づいてやってくださいみたいなことは基本的には示していかないように、独自性を発揮していただくようなことで考えておりますので、そのようなことで進めていければなと考えています。

あとはその他同じ義務教育学校という制度の中に2つの体制があるんですけれども、その内容につきましても協議会でそういう協議された内容につきましてご報告できる内容があればご報告をさせていただきたいなと思っております。

○久松公生委員長

そのほかご質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

座席の交換をお願いいたします。

それでは、(2) かすみがうら市立中・義務教育学校の部活動地域移行についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長（加藤洋一君）

それでは、部活動地域移行についてご説明させていただきます。

現在、学校の部活動につきましては、生徒数の減少に伴う部員数の減少など、運動部活動の団体競技におきまして単独校では大会等に出場できない競技も見受けられております。国は令和5年度から令和7年度までの3年間を部活動地域移行改革推進期間として定めておりまして、本市におきましても今年度から一部地域移行を開始しまして、令和8年度には休日部活動の完全地域移行を目指して現在進めているところでございます。

詳細につきましては、スポーツ振興課、由波課長よりご説明いたします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

それでは、早速資料に基づきまして説明させていただきます。

かすみがうら市立中・義務教育学校の部活動地域移行についてでございます。

かすみがうら市では、これまで学校教育活動として生徒の自主的・自発的な参加によって行われてきた部活動の意義や良さを継承しつつ、子どもたちが参加するスポーツ・文化芸術活動を持続可能なものとすることを目的とし、中学校・義務教育学校における部活動の改革を推進してまいります。

続いて、1番でございます。

部活動の地域移行における背景でございますが、少子化の進展により部活動部員数及び教員定数の減少により、従来行われてきました学校単位での部活動運営や存続が困難になってきてございます。教職員の立場から見ますと、負担が大きい。言い換えれば今まで教職員の献身的な支えによって部活動が成り立ってきた現状がございます。さらには専門性や本人の意思に関係なく教職員が顧問を務めているという状態もあります。また、生徒側から見ますと、専門的な指導を受けられてない部活動が減って、自分がやりたい部活動はその学校にないなど、以前のように取り組めない実情も浮き彫りとなってきてございます。

そのような状況下において地域クラブへ移行することで、これまで学校教育活動として行われてきた部活動の良さを維持しつつ、発展していくことで、地域が一体となって子どもたちのスポーツ、文化・芸術活動への参加を奨励し、支えていけるような持続可能な部活動及び地域クラブ活動をつくり出していくことが今後重要と考えてございます。

次に、2番でございます。

学校部活動と地域クラブ活動の違いでございますけれども、今までは学校部活動ですから、学校が主体となって行ってきたものでございますが、今後休日に限っては地域が主体となって地域の指導者や兼職・兼務を希望する教職員などが指導を行う地域クラブ活動となります。

続きまして、3番、市内中学校の部活動の現状でございます。

令和6年6月現在の部活動数及び部員数になります。表の右下になります。部活動合計数でございますけれども、運動部が37団体、文化部が7団体、全体で44団体が活動してございますけれども、この表を見てもえればお分かりのように、例えばですけれども、1番、野球部については来年度の新人戦、現在の7年生になりますけれども、こちら下稲吉中学校のみとなってしまいます。また、10番、男子ハンドボールにおきましては、来年度の新人戦はかすみがうら市で1つのチームにしなければ成り立たない状況にございますので、地域クラブとして活動できるよう環境整備を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、4－1番でございます。

令和6年度における本市の取組について（実証事業）でございます。先ほどご説明しました部活動の現状等を踏まえまして、本年度より休日の運動部活動の地域移行を進めるため、国の委託事業、実証事

業を進めてまいります。本市が進めていくポイントとしましては、令和6年度実証事業に取り組む部活動は5団体、運営団体、かすみがうら市地域クラブ活動推進協議会の設立を考えてございます。こちらについては後ほど説明いたします。

まず、この表で示してあります実証事業計画でございますが、地域移行に関わる業務をスポーツ庁からリーフラス株式会社が受託されております。その後、茨城県とリーフラス株式会社が業務委託契約を締結、その後、県と市で再委託契約を締結する流れとなっておりまして、本市におきましては既に令和6年6月25日に茨城県と契約を締結してございます。市では今後運営団体、かすみがうら市地域クラブ活動推進協会と委託契約を締結し、地域移行に関わる業務全般を含め、体制整備を進めてまいります。

続きまして、4-2番、令和6年度実証事業に取り組む部活動でございます。

こちら段階的な移行を進めるため、昨年度中に各学校から推薦のあった部活動5団体を対象に実施いたします。指導者につきましては、今後部活動から地域クラブ活動の指導となることから、現在、この部活動に従事している顧問の先生方に兼職・兼務の手続を行っていただき、引き続き指導を継続していただきたいと考えてございまして、仮に外部からの指導者がいた場合等におきましても、生徒への指導の一貫性などを鑑みまして、また、休日の地域クラブ活動がスムーズに移行できるよう、当面一緒に指導に関わっていただくよう先生方をお願いしてまいります。

続きまして、4-3番、実証事業の内容についてでございますが、今年度は9月から来年2月にかけて実証事業を行ってまいりたいと考えております。

イメージとして、こちら表にお示ししてありますとおり、月曜日から金曜日は学校部活動として通常の部活動を実施しながら、赤枠の部分になります。土日のうちどちらか1日3時間以内、月4日間のうち2日間を地域クラブ活動として実施し、残り2日間は学校部活動となります。つまり4週のうち2週が地域クラブ活動として実施をしてまいります。

指導者への手当についてでございますが、地域クラブ活動指導者の謝礼としまして、1回当たり5,000円を予定してございます。

続きまして、4-4、実証事業にかかる経費についてでございます。

今年度事業費としまして89万5640円を計上してございます。内容としましては、国からの委託料82万3640円を計上しており、こちらは本年6月の第2回定例会一般会計補正予算において上程し、可決いただいております。指導者への謝礼、交通費、保険代が国費対象となっております。そのほか国費対象外となります生徒分の保険料7万2000円については、市単独費として令和6年度当初予算に計上済みとなっております。

続きまして、5番になります。令和6年度以降の進め方についてでございますが、令和7年度は今回実証事業を行う5団体に加えまして、文化部も含めてプラス5団体以上、全体で10団体以上が実証事業に名のりを上げてほしいと考えてございます。9月末までには各学校へ来年度の希望を取りたいと考えてございまして、令和8年度の総体以降、完全移行を目指して進めてまいります。

続きまして、6-1になります。

運営団体の設立についてでございますが、先ほども少しご説明しましたが、任意団体、かすみがうら市地域クラブ活動推進協会を立ち上げまして、実施団体の地域クラブ名称を「NEXUSかすみがうら」としたいと考えてございます。このNEXUSの意味につきましては、つながり、結びつきという意味で、子ども同士もお互いが結びつき、活動していく。さらに指導者、保護者、かすみがうら市民も生徒のためにともに支えていくことができるように、という思いを込めまして、この名称にしてございます。

続きまして、6-2、運営団体の構成員についてでございますが、こちらスポーツ振興課を主体とし

まして、教育委員会内に事務局を設置いたします。学校長等の教職員及び教育委員会事務局、管理職が主体となりますけれども、教育長を顧問に、教育部長を会長とし、外部団体としましてはスポーツ協会長、市PTA連絡協議会長、総合型地域スポーツクラブの代表、スポーツ推進委員長にも参加していただきます。

また、文化団体関係者については、文化部活動の活動状況等を見据えながら、状況に応じて今後加えて運営してまいりたいと考えてございます。

続きまして、6－3番、NEXUSかすみがうらの活動イメージでございます。

NEXUSかすみがうらでは、持続的な地域クラブ活動を運営していく観点から、参加する生徒の保護者から受益者負担金を徴収いたします。年会費2,000円、活動費は月2,000円を予定しております。ただし、今年度と来年度については実証事業費関連もあることから、保護者からは徴収せず、全額公費負担で対応したいと考えてございます。

最後になります。7番、今後のスケジュール（案）でございます。

各小・中・義務教育学校の教職員説明会については既に進めているところでございまして、庁議、本日の文教厚生委員会、この後、教育委員会8月定例会、8月27日の市議会全員協議会で説明した後、9月3日から3日間かけまして中・義務教育学校の保護者説明会を実施してまいります。その後、兼職・兼務を行う教職員や外部指導員等を対象に指導者講習会、コンプライアンス研修を9月12日に実施し、実証事業も9月14日からスタートいたします。この実証事業を先行してスタートしてから1か月をめどとしまして10月中にはかすみがうら市地域クラブ活動推進協議会を設立、実証事業の経過等を見ながら、令和7年1月にアンケート調査を実施しまして、3月中の公表を予定してございます。

なお、本日、別紙資料としまして、概要版、リーフレットを作成してございます。

こちらの資料につきましては、各説明会などで配付する資料として作成したものでございまして、今後は広く市民の皆さんにも周知を図るために、市のホームページ等においても周知を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

視察研修、大変お世話になりました。お疲れさまでした。

最後、別紙でこのリーフレットを作っていただいたのがよく分かっていいんですけども、結構市民の保護者の皆さんから問合せとか、僕のところにあるのは、部活動が地域移行していくんだって、というのは何となく頭にあって、令和8年度ぐらいかなというのがあるんですけども、ちょうどここに書いていただいているんですけども、休日のみというところが、何かなかなか浸透してないところがあるんですよ。今日課長、最後にこのリーフレット、休日というところを入れていただいて非常にいいと思うんですけども、何となく僕たちにも話の中で議案としては部活動の地域移行についてというふうにやっぱり上がってきているので、休日のみ完全移行するところをすごく大々的にクローズアップしていただけるとより浸透していくと思うので、平日は基本はもう変わらないわけじゃないですか、かすみがうら市というのは。そこは非常に、今日副参事もいらっやってますけれども、よくその辺を広報していただけるとありがたいなと思って、まずその点をお伺いしたいんですが。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

まさに今、櫻井委員がおっしゃるとおりでございます、その辺まだこちらの周知不足という部分もございますが、先ほどの今後のスケジュールのところでもご説明しましたとおり、これから9月3日、4日、5日と保護者に対する説明会を実施する。そこで、こちらから休日のまず運動部活動からということをやより丁寧に説明してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員

ぜひよろしくお願いいたします。

それと、ちょっとこれ僕の一般質問でもさせていただいたんですけれども、やっぱりこの部活動地域移行ってもちろん子どもたちの数の減少、なかなか学校区単位では部活動が成り立たないという現状があると思うんですけれども、一方で、教職員の働き方改革というのがあって、自治体によっては部活動を地域移行した後は、外部指導者については教職員は考えないで、あくまでも民間活力でやっていくんだという自治体もあると思うんですが、かすみがうら市としては、課長おっしゃるように、兼務という形を取るということなんですけれども、その辺の改めてそういったかすみがうら市としての方向性の決定になったというのはどういった経緯があるのかなというのを伺いたいんですが。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

まず、当然地域移行なので、本来であれば外部の、先ほど櫻井委員がおっしゃるように、働き方改革の一環でございますので、外部指導者を集めて、その外部指導者が指導に当たるのが本来の地域クラブの活動の在り方というのは当然我々も認識しておりますから、例えばお隣の土浦市もそうなんですが、実際本市の規模で、では、どれだけ外部からの指導員が集まるのかということを正直なところ、厳しい現状を土浦市からも伺いました。ですので、まずはスムーズな移行というのと、あと指導の一貫性という立場から、やはりまずは今校務をしている先生方にちょっと数年の間、協力をしていただいて、その間にこちらでも外部の指導者の募集を当然かけていますから、既に現在ほかの部活動を外部コーチとか外部の人が当たっている方も数名いますので、当然そういった方は声かけして、指導者バンクに登録していただいて、今後外部指導に対応していただきますけれども、もうちょっとそこは広くこちらでも周知しながら、なるべく集めていきたいなと考えておりますが、現実的な問題としては、なかなか集まらないのが現状でございますので、それまではちょっと当面先生方にご協力をいただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

なかなか施設の問題だったり財源の問題だったり、地域指導者の3つの問題があると、たしか部長からもご答弁いただいていたんですけれども、そういった民間活力で頑張っていくという自治体でもあると思うので、その辺は少しよく連携をして調査研究してもらいながら、一般質問で言わせてもらいたけれども、やっぱり週末、例えばあの先生は教えてくれるけれども、あの先生は教えてくれないんだみたいな、ちょっとデリケートな心情的な部分には訴えるところもあると思うので、何かその辺が逆に働き方改革と言いながら、何となく目に見えない足かせになってしまうとちょっと本末転倒な制度になってしまうと思いますので、台所事情も重々分かっていますけれども、その辺は、これも福島副参事が中心に、もちろん経験豊かな教職員生活の中でやられているところでしょうから、そういったところの心情面でもしっかりサポートできるような体制でやっていただきたいと思います。

あと、前もお聞きしたんですけれども、県の人材バンクってあったじゃないですか。なかなかいろんな自治体というか、地域で登録があるけれども、かすみがうら市周辺って難しいなと課長もおっしゃっていたんですけれども、改めて県の人材バンクの活用なんかはどのようなになっているんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

ちょっと補助金のほうは調べてはいないんですけども、令和5年度中の指導者登録者、県のバンクに登録してあるのは5名です。そのうち種目で言いますとソフトボール、サッカーと、たしか柔剣道ですか、完全に覚えてないんですけども、ただ、ソフトボールはちょっと中学校に部活がないということもございますし、当然サッカーなんかはサッカー部がございますから、そういった県の人材バンクも登録してあるんですね。こちらもお声かけをして、指導に当たっていただけるかどうかの確認は取れると思いますので、そういった方には市でも指導者の登録バンクをつくりますので、そちらにまず登録していただくような形にはなるかなとは思っております。現在のところ市では県の登録というよりはNEXTUSかすみがうらの指導者バンクに登録していただくようなことは考えてございます。

○櫻井繁行委員

何となく県の人材バンク、大々的にたしか茨城新聞の一面にも載っていたぐらいだったので、少しもろろん国の方針になってでしょうけれども、茨城県としてもこ入れがあるものだと思っていたんですが、何となくつくっただけで、今のところ難しいところがあると思うので、やっぱりなかなかこっちにしたいから県にという、もっとここを拡充してくれということも難しいと思うので、かすみがうら市としてしっかり登録を促していくということになってくるのかと思うんですが、ある程度県のほうにも、そうは言ってもですね、人材バンクをもう少し拡充してくださいよみたいなところは、何かいろんところで声を上げていくことが必要だと思うので、ぜひ教育長を中心に取り組んでいただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○久松公生委員長

そのほかご質問等ございませんか。

○小倉 博委員

台所事情で、このかすみがうら市地域クラブ活動推進協会の定員なんですけれども、ここは公務の先生ばかりなんですけれども、個人の人もいると思うんですけれども、報酬なんかはどういうふうに考えているんでしょうか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

これはあくまでも任意団体ですので、無報酬で考えております。

○久松公生委員長

そのほか何かございませんか。

○設楽健夫副委員長

この説明だと、総体以降、8ページ、休日の部活動が完全移行というふうな形でスケジュールが出されてますね。実際の今の中学生の総体だとか、そういうところの登録は、この前視察に行ったところは、地域移行のクラブが、ということが話されていたと思いますけれども、うちの場合は例えば主なクラブチームもありますし、部活動もある。その辺はどういうふうに整理をして進めていくという予定になっておりますか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

まずは総体にしても、新人戦にしても、県の中学校体育連盟ですね、こちらに登録が必要になってきますので、これは来年以降の話、令和7年度の話になりますけれども、当然今回実証事業をやって、例えば合同でやるようなチームも今後出てきますので、これは合同チームとして、当然生徒の意向等もございますけれども、合同で中学校体育連盟に登録して、地域クラブのチームとして活動することが可能ですし、応じないと多分出れないチームも出てくると思いますので、そういったところは地域クラブとして登録して、参加するような形になると思います。現状ですと、全ての部活動はここに移行するかと

うかというのはまだちょっと、実証事業もこれからスタートしますので、今の段階ではちょっとどの程度かというところは分かりかねるところはあるんですけども、極力合同で出れるチームに関しては地域クラブとして参加できるような形では進んでいきたいと思っております。いずれにしてもこれから実証事業を重ねて、あと来年度どのぐらい学校から合同でやれるかどうかという意見を吸い上げなければなりませんので、それによって変わってくると思います。

○設楽健夫副委員長

今回の地域クラブへの移行の中、背景ということで、1つの中学校で単独でチームができないようになってきている。これを何らかの形で手を打っていきたいというのが前提にあります。複数校で土曜日のクラブチームですか、クラブの練習が始まる。一方で、部活動としては中学校単位で活動がこれまでどおり行われていくということが前提になるんですね。そうなってくると、繰り返しになるかもしれませんが、結構単独のクラブチームで中学校の総体、中学校の大会だとか、そういうところに登録しているところもあれば、部活として登録しているところもあれば、同じ中学校の生徒で双方から入っていくというのが今の実情だと思うんですけども、この辺は県の中学校体育連盟だとか、そういうところの登録の基準をどういうふうにしていくのかということが前提になるのかもしれませんが、その辺は、この前の視察のときにははっきりもう土日のクラブチームで、それで、チームが形成できるということを基礎単位として登録していくというふうにありましたけれども、これ以降どんどん進んでいく過程の中で、その辺はやはり整理していく必要があるんじゃないかなとは思うんですけども。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

まさに今、設楽副委員長のおっしゃるとおりでして、今後かすみがうら市でもこういった形で中学校体育連盟に登録して参加できるのか。まず中学校体育連盟の情報も、中学校体育連盟も各部によって登録の仕方が若干変わったりとかしてきますので、そういった情報はやっぱりこちらで収集しつつ、なるべく地域クラブとして参加できるのであれば参加していただく。また、単独で成り立つ部活については、単独でまた参加できる状況でございますので、そこは各中学校も整理をして、どのような登録方法がいいのかというのはこれから学校と協議を進めながら検討したいと思っております。

○久松公生委員長

よろしいですか。

○設楽健夫副委員長

あと、NEXUSかすみがうらの会費、令和6、7年度は猶予ということで、公費負担と書かれていますけれども、この年会費2,000円というふうな形で書かれていますけれども、周辺の自治体は土浦市とか石岡市とかつくば市とかというところはどのような水準になっているのか、分かったら教えていただけますか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

まず、本市でこの年会費2,000円、活動費月2,000円という金額でございますが、これはお隣の土浦市を参考に同額にしてございます。ほかの市の状況を見ますと、3,000円もしくは5,000円程度頂いているところもあると思います。ただ、我々としては、今後この地域、かすみがうら市だけではなくて、お隣の土浦市と石岡市の広域的な連携も今後出てくる可能性もありますので、そういったところも見据えて、土浦市に足並みをそろえました。

○久松公生委員長

よろしいですか。

○設楽健夫副委員長

最後にしますけれども、土日の指導員に対する謝礼については、教職員で参加される人も同じく一律に支給されると考えてよろしいですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

これは外部指導員、兼職・兼務の手続きを完了した教職員、一律で5,000円と考えています。

○久松公生委員長

そのほか質問ございますか。

○櫻井繁行委員

最後に、ちょうど資料を作っていたいただいて、タブレットの3ページ目を見ると、部活動の現状ということで挙げていただいて、僕もちょうど初めて見させていただいたんですけども、基本的にこれはかすみがうら市の文化系、運動系にかかわらず、今は帰宅部ということを確認しているということなんです。

○教育委員会副参事（福島 真君）

帰宅というか、部活に入らない子も中にはいます。前は何か全員入らなければいけないみたいなのがあったと思うんですが、今はないです。

○櫻井繁行委員

何となく僕の感覚だと、子どもたちが減ってきているけれども、減ってきているから部活動がままならないという認識だったんですけども、子どもたちが減っていくプラスアルファ、部活動に入らなくてもいいという制度になっているから、余計部活動が回らなくなっているんだなというのが見えてきたので、何かその辺もうまく言い方が分からないですけども、何となく部活動って難しい問題なんだなということは認識しているんですけども、これ、いつぐらいから教育長、かすみがうら市の方角として部活動というのは任意で、ある程度強制ではないという方向性になったのかというのはご答弁いただけますか。

○教育長（井坂庄衛君）

正確な年号はちょっと分からないんですけども、教育課程外の活動で、もともと学校に任せている分があって、部活動強制入部という形を取っているところもあったし、もともと強制的にやっていないところもありました。ただ、かすみがうら市としては長い間みんな活動しましょうということでやりましたので……

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 3時04分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時07分]

そのほかございませんか。

ちょっと、じゃ、いいですか。委員長を代わります。

○設楽健夫副委員長

久松委員。

○久松公生委員長

すみません、今3ページの関連で、部活動の状況ということで見させてもらったんですが、取りあえず最初は、これからは令和6年度は実証事業ということで、クラブというのが発表ありましたけれども、これは地域移行にするに当たって、先ほどもおっしゃったように、1校ではできないけれども、何校かでできるチームもあれば、ここで言う陸上部みたいなのも、何かそういうのも関わるのかなとは思って

ですが、それというのは今後、希望がなければそれはもちろんかすみがうら市の学校、中学校体育連盟に出るための陸上部みたいなのは、もし今後地域移行になったときには、下稲吉中学校とか千代田義務教育学校とかと今までにない部活動も併せればできるようになるという考えでよろしいのでしょうか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

おっしゃるとおりでございまして、当然例えば今部活動がなくてやれていない子も、もし合同で1つのクラブが、要は部活動ができれば、そこに参加してやりたいという子も、もしかしたらいるかもしれませんが、特に団体スポーツですけれども、人数が集まらないとできない競技については、やはりある程度そこは人数が集まった段階で、もしそのクラブチームとして運営できるのであれば、先生方にそこはお願いして、クラブチームとして中学校体育連盟に登録して、できるだけ参加できるような方法を取りたいなと思っています。

○久松公生委員

今、おっしゃったのは分かりますけれども、陸上みたいな個人競技でもそれは可能ですよね。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

個人競技については、例えば陸上クラブ、陸上は、今これを見ますと、霞ヶ浦中学校しかないんですね。同中学校は既に外部指導者がいまして、その方が外部指導員として部活動を中心に指導している方なので、多分そうすると、今度練習拠点とかは当然霞ヶ浦中学校になりますので、そこにもし参加したい子どもがいれば、練習は霞ヶ浦中学校に来てもらうことになるのかなと思いますし、今度中学校体育連盟に登録して、大会に行くとなれば、かすみがうら市の地域クラブとして登録して出場することは可能です。

○久松公生委員長

そうですね。そうすると、そういう選択肢は今まではなかったわけですね。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

今まではないです。

○久松公生委員長

だから、そういった意味では何か期待される地域移行ということでもあるのかと思うので、全部が全部先ほど櫻井委員がおっしゃったように、部活動をやらないお子さんがいるので、変則的になっているんですから、小さくなっているんでしょうけれども、その中でもやっぱりやりたい種目ができるというメリットというのもあるのかと思いますので、その辺も細かくできるものはなるべくしてあげたいなども考えてますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

なるべく参加したい子どもがいる場合、今の部活動を継承しつつと言うんですか、残しつつ、やれる範囲でやっていただきたいという気持ちはこちらもございまして、そこはよく学校と調整しながら、残せるものは残していきたいなと思っています。

○設楽健夫副委員長

よろしいですか。

委員長を交代します。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 3時10分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時17分]

次に、(3)霞ヶ浦コミュニティセンター浴室施設の漏水調査の状況等についてを議題といたします。
説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民部長（廣原正則君）

市民部の廣原です。どうぞよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課の説明の前に、少しお時間をいただきまして、先日、ガルーンで送信いたしました市民課所管のマイナンバーカードの申請手続の未処理について報告をさせていただきます。

令和5年の2月に市民課において、市民からのマイナンバーカード申請を受けた際に、本市職員が申請手続を未処理としてしまいまして、当該市民がマイナンバーカードを取得できず、マイナポイントの申請ができなかった事案が発生いたしました。

概要につきましては、市民課で1世帯5名分のマイナンバーカード申請書書類一式を扱ったにもかかわらず、手続を怠り、未処理としてしまったものでございます。本市は当該市民に謝罪し、マイナポイント相当分を支払う示談手続を行いまして、令和6年8月15日、専決処分をさせていただいたところでございます。詳細につきましては、改めて8月27日の全員協議会で報告をさせていただきます。

それでは、霞ヶ浦コミュニティセンター浴室施設の漏水調査の状況等について報告をさせていただきます。

本年、4月22日、文教厚生委員会で報告したとおり、霞ヶ浦コミュニティセンター浴室施設内で漏水がございまして、5月31日から調査を行っていたところでございます。

調査委託期間については令和6年9月2日まででございしますが、本日中間報告として提出させていただいたものでございます。

詳細につきましては、地域コミュニティ課、松延課長から説明をさせていただきます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、ご説明申し上げます。

下の1番、経過からご覧いただきたいと思います。

令和6年4月15日、洗い場の壁などから漏水が急激に悪化し、安全な利用が担保できないものと判断した。詳細な調査を行うため、4月16日から当面の間、浴室の利用を休止としております。

5月30日、浴室の漏水状況の詳細な調査業務を委託してございます。委託期間は5月31日から9月2日までとしております。

8月14日に、当該業務を受託しております業者から、調査結果の中間報告がございました。この後、ご説明差し上げますけれども、目視、はつり調査の結果が出てきてございます。

さらに業務委託期間内で、9月2日までに、調査結果の最終報告が取りまとまります。内容としては、この上の中間報告に加えて、改修箇所、内容の提案及びその概算費用の提示がございます。

この最終の報告を受けまして、9月3日なんですけれども、議会全員協議会でこの最終報告をさせていただく予定でございます。

2番の調査状況につきましては、めくっていただきまして、5ページをまずご覧ください。

まず上から建物概要なんですが、霞ヶ浦コミュニティセンターということで、竣工年は平成10年、既に26年経過しております。

調査名称、霞ヶ浦コミュニティセンター浴室漏水状況調査業務ということで、調査そもそもの目的ですけれども、現在使用されている給水、それと給湯の配管について経年劣化による状態を診断し、状態を把握するとともに、今後の老朽化対策の原案とすることとしております。

調査方法につきましては、目視と内視鏡調査、はつり調査を行っております。

めくっていただきまして8ページ、総合所見になります。上から順にご説明申し上げます。

浴室A、こちら洋風風呂のほうですけれども、浴室で、給水管の調査を行っております。総合評価は3。上に評価基準がございますが、1、2、3、4とありまして、3につきましては、3年から7年以内に修繕、更新等の対応が必要というものでございます。浴室Aの給水管に関しては、評価3でございます。腐食の発生は確認されてはおりませんが、給水用のライニング鋼管の寿命が30年ということにされておりますので、できるだけ早い時期に改修とすることが必要と考えられるという所見でございます。

上から2つ目、浴室Aの給湯管になります。総合評価は4。4につきましては、早急に対応が必要なものとしております。銅管が使用されておまして、調査の結果、腐食によるピンホールが複数箇所見られた。小さな穴が複数箇所見られたということでございます。躯体内のクラックやタイル下の隙間に、ピンホールから流出した温水が入り込み、漏水していたものと考えられます。現在の劣化状況を考察すると、今後は使用不可能と判断されるということでございます。全面的な改修工事が必要なものでございます。

続きまして、上から3つ目、ピット内、これは蛇口までつながる浴室の下の地下空間のことを指しますけれども、そちらのピット内の給水管の状況です。総合評価は3でございます。配管用炭素鋼鋼管が使用されており、調査の結果、腐食の発生が確認されております。今後、配管を被覆している防湿材を貫通して、さびが浸出しており、早晚漏水や管の破裂等の障害が発生する可能性が高いとしております。できるだけ早い時期に改修を検討するというふうになってございます。

一番下、ピット内の給湯管でございます。こちらは総合評価4ということでございます。銅管が使用されておまして、調査の結果、外部腐食が見られてございます。緑青による膨張や剥離が見られることから、継ぎ手や溶接部、屈曲部のような管の厚みが薄くなる箇所に関して、ピンホールからの漏水、それが拡張してのクラックの発生など、大きな漏水につながる可能性が高いという所見でございます。現在の劣化状況を考察すると、今後は使用不可能と判断される。全面的な改修工事が必要と考えられるという所見でございます。

こちらは、総合所見を総合的に勘案しますと、つまりは配管については全て新たに布設をすることになると思われます。

以上が2番の調査結果の中間報告の内容でございます。

その後ろのページは写真を添付してございますので、ご覧いただければと思います。

戻りまして、1ページのほうです。

3つ目、センター施設全体の維持についてまとめてございます。

霞ヶ浦コミュニティセンターは、開館から26年が経過し、多くの設備が耐用年数を超過している中で、本来計画的な更新が必要となっているところ、事後保全的修繕でこれまで施設全体を維持してまいりました。

現在、夏場に不安定となる空調設備の更新が急務となっております。また、照明設備については、

全ての一般証明用蛍光灯の製造、輸出入の廃止が2027年末とされたことを踏まえ、速やかな照明設備の更新、これはLED化でございますけれども、それが必要であるということでございます。

今後は優先度の高いものから、順次計画的に修繕、改修を行い、その機能を維持していかねばならないところです。

一方、浴室施設については再開する場合、調査結果に基づき多額の費用が想定されることから、財政状況や施設の利用状況なども踏まえ、慎重に今後の運営方針を決定していくものとします。

続きまして、裏の2ページ、今後の調査、工事の予定でございます。

当面、令和6年に関しましては、漏水状況調査と並行して、視聴覚室の照明更新工事の設計業務委託を現在行っております。これはLED化に関わる照明の更新工事でございます。それとあわせて、今年度中に、視聴覚室の照明に関しては更新工事を予定してございます。予算は2200万円を計上させていただいております。さらに令和6年度には、空調設備の改修実施設計業務委託を現在進行させていただいております。これは3月末までの業務委託ということでございます。

令和7年度から令和8年度に関しましては、上の空調設備改修実施設計を踏まえ、空調設備の更新工事を行います。この工事に関しましては、天井を解体して配管の工事まで入りますので、工事期間中に関しましては、現在のところ、設計業者のほうと随時打合せを行っている状況ではございますけれども、工事期間中は全館休館が想定されるところでございます。

令和8年度以降に関しましては、先ほど申し上げたような照明設備の更新設計業務及び工事、LED化の工事、さらには、高圧受変電設備の更新設計及び工事、こういった工事を予定してございます。

いずれの工事にしましても、まとまった財源が必要となるものでございまして、こちらの更新、改修に関しまして、計画的に実施していく予定でございます。

以上、漏水調査の状況等についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

自分も文教厚生委員会としても浴室を見せていただいて、現地確認させていただいて、状況は重々承知をしているところでございます。また、これから報告書、詳細なものが上がってくるということなので、9月2日にもし最終報告上がってくるのであれば、3日の、そうはいつでも経過で、会議の慌ただしいところなので、文教厚生委員会にだけにでも2日の時点で最終報告というのを、ここである程度の概算費用なども出てくるでしょうから、事前にガルーンでご提示いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

そうさせていただきます。

○櫻井繁行委員

あともう一点だけなんですけれども、基本的には課長からのご説明あったように、給湯管が非常にもう粗悪な状態で、早急に対応が必要だという報告が上がってきていますけれども、そこについてはなぜこの銅管をまず使用していたのかなというのは非常に疑問で、例えばこれが鋼管だったりVP管であれば経年劣化がもう少し、ほかの箇所が鋼管だったりVP管でしょうから、防げたような気もするので、26年も経過をしている案件なので、どこまで遡れるか分かりませんが、何となく設計段階で、給湯管を銅管というものがどういった形で承認されてきたのかということが、もし分かる範囲であれば、

例えばここが何か一番の問題点かなという気がするので、お調べできる範囲で少し9月3日の日にでもお話しできれば、説明をいただきたいと思います。

今日もう調べてあればお伺いしたいんですけども、いかがですか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 3時32分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 3時33分]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

どこまで詳細な確認ができるか分かりませんが、今、委託業務を受託している業者が、当時の旧あじさい館の全体の設計を行った業者でございます。どこまで詳細な細かくは分かりませんが、確認をさせていただきます。

○櫻井繁行委員

シンプルにこの給湯管に銅管を使用することに至った経緯というか、何かそういったところが分かれば、だからといって、では、どうしようもないところだと思うんですけども、少し僕たちも頭の中に入れておきたいところかなと思いますので、調べられる範囲でよろしく願いいたします。

○久松公生委員長

そのほかございませんか。

○設楽健夫副委員長

13ページの給湯管、給水管のこれは地下写真ですか、床下。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

地下の写真です。

○設楽健夫副委員長

もう一つは15ページの一番上、漏水があった箇所の壁。壁の中の調査はどういう報告になっているんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

あくまでも給水管と給湯管のある部分に関して、はつり調査をしてございます。この照明のところまで水が上がってきて漏水しているというのは、その下の蛇口の所までの部分で漏水があって、その漏水したお湯が中の壁、コンクリートの壁の中を伝って上まで上がってきて、その壁のちょっとひびが入っているところから漏水していると、出てきているという状況です。

○設楽健夫副委員長

では、16ページ、その地下の給水管の現状ですけども、ここからカランにつながっていると思いますが、そこから何らかの経路で、壁の中に水が入り込んで、それが堆積して行って、壁から漏れていったという分析なんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご指摘のとおりです。

○設楽健夫副委員長

ここで言うさっきの調査報告の中で、配管の工事というふうにいった場合には、この地下のカランまでに至る地下の配水管の工事が必要になってきていると理解していいんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

地下のピット内の配管も含めて、配管全ての更新が必要と考えています。

○設楽健夫副委員長

その際には、カランのそのものは損傷はないんですか。これを見ると、地下からこの上からカランにつながっていると思うんですけども、その損傷はないですか。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時36分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時37分]

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

お湯と水を混ぜる混合水栓の部分ですけども、そちらには異常は今のところないという判断です。あくまでも給水管、給湯管の部分ということでございます。

○設楽健夫副委員長

ということは、今言ったカランの所で、水とお湯を混ぜて調整すると思いますけれども、そこに接続する給湯管、給水管、今は腐食して漏れているとか、そういうふうな判断だということなんですね。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

そういったことです。

○設楽健夫副委員長

あと、これまでの経過はどこに書いてある、先ほどの。

1 ページの一番下のほう、一方、浴室施設については、再開する場合、調査結果に基づき多額の費用が想定されることから、財政状況や施設の利用状況なども踏まえ、慎重に今後の運営方針を決定するものとすると思いますよね。

これは、福祉館運営協議会の答申書について、やはりこのようなくだりがあったと思うんですが、調査結果の後、福祉館運営協議会そのものもやはりこれを受けて検討していく、そういうことが必要だと思うんですけども、その辺については今後どういうふうに進めていく予定ですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

福祉館、いわゆる旧あじさい館の中の一部の機能としてあった福祉館に関しましては、設置及び館に関する条例を、コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例のところに動かしておりますので、その関係で、福祉館運営協議会に関しましては廃止という形になってございます。

○設楽健夫副委員長

これは検討するという事で、その後にこういう調査が発生したと。調査結果が現に出てきていると。最終的な案については、先ほどですけども、9月3日ですか、その前に出てくるかもしれませんが、この福祉館運営協議会は解散するというふうになっていきますけれども、そこで検討してきた機関が消滅してしまうと。ということは、検討する機関がなくなってしまうという状況になっていますから、この点については継続した形で、この案件について協議していく。そういうことについてちょっと整理をして、対応していく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（廣原正則君）

今回の浴室施設については、確かに諮問のあった答申が出た後の話ではありますが、ある程度期限を切って、廃止していくのが適当であるというような表現出てきておりますので、今後、例えば今回の漏水調査の結果を踏まえての話につきましては、その辺の委員会の権限・協議ではなく、市としての判断で決定させていただきたいと考えております。

もちろん委員の皆様のご意見はいただきたいと思うんですが、例えばコミュニティセンター運営に関

する協議会というのは、この先、検討する必要はあるかと思うんですけれども、今回の件につきましては、ある程度予算の時期等を見据えて、決定していきたいということで考えております。

○設楽健夫副委員長

答申を出すに際しても、あるいは福祉館運営協議会で検討するのに際しても、こういう調査があらかじめあって、そして、経費的にどうなのかということを含めて、検討していかなければならなかった案件だと思うんですね、そもそもが。私のほうにも、何とかこれを継続してもらいたいという声がやはり絶えないんですよ。

そうなってくると、もう一回福祉館運営協議会ではないですけども、その協議をして、今後どうしていくのかということについて検討していただく。継続して検討していただくか、しかるべき協議機関を設立して、そして、慎重に対応していくことが必要だと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 3時44分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 3時45分]

○市民部長（廣原正則君）

今回の福祉館運営協議会の答申につきましては、ある程度方向性としては出していただいたところではございますけれども、その後の要請ということもございますので、その辺については庁内で相談させていただきたいと思います。

○設楽健夫副委員長

この財源は、過疎債を使っていくんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

恐らくもし浴室、再開する場合に關しての財源も含めて、先ほど申し上げたように、今後優先すべき更新工事、改修工事が入っておりますので、こちらまとまった財源が本当に必要というところでございますので、財政担当課とは、まだ調整は最終的にはできておりませんが、過疎債等の活用が考えられると思います。

○久松公生委員長

そのほかご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それではご質問ないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いします。

暫時休憩します。 [午後 3時47分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時49分]

次に、(4)かすみがうら市手話言語条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

お疲れさまでございます。

手話言語条例制定でございます。

令和5年第3回のかすみがうら市議会の定例会で採択されましたことを受け、条例の制定で進めている内容でございます。

概要につきましては、社会福祉課、山口課長より説明いたします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

担当課でございます。

それでは、社会福祉課からお配りしておりますかすみがうら市手話言語条例の制定についてご説明させていただきます。

最初に、1、手話言語条例の背景でございます。

まず初めに、障害者基本法第1条、目的では、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく基本的人権を享有し、人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加を支援するための施策の基本原則を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにするなど、障害者の自立や社会参加を総合的に推進することを目的とする、と規定されております。

また、同法第3条、地域社会における共生等、第3項に、全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること、と規定されているため、今般、同法を踏まえまして、市内で活動しております手話サークル団体より、手話言語条例の制定を求める請願が提出され、令和5年第3回市議会定例会で採択されたことを受け、条例の制定を行うものでございます。

続きまして、2番、条例の概要でございます。

同法第3条に規定する手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務及び市民などの役割を明らかにするとともに、市が推進する手話に関する施策を定めるものといたします。

（1）市の責務でございます。

同法第6条に、国及び地方公共団体の責務としまして、障害者の自立や社会参加の支援などのための施策を総合的にかつ計画的に実施する責務を有すると規定されていることから、本市は基本理念に基づき、手話に対する理解を促進し、及び手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進します。

続きまして、（2）市民等の役割でございます。

市民等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものといたします。

続きまして、（3）施策の内容でございます。

本市が推進する施策の概要については、以下3点でございます。

まず、①手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策でございます。

内容としましては、庁内職員研修や市民向け講座を開催するなど、市民等が手話を学ぶ機会の確保に取り組む予定でございます。まだ具体的ではありませんが、今後、教育委員会と協議しまして、教育現場において、児童・生徒が手話に関心を持ち、手話に親しむことのできる機会の提供も考えてございます。

続きまして、②手話による情報取得の機会の拡充に関する施策でございます。

内容としましては、窓口来庁者が手続や相談がスムーズにできるよう、来年4月開始予定の市民窓口センターに社会福祉課が行っており、手話通訳者の配置を考えてございます。なお、社会福祉課が移転予定の市民窓口センター以外の施設に、ろう者の方が来庁した場合には、導入予定の遠隔窓口システム

を使用しまして、モニター越しに手続や相談をするなど、手話を使い、窓口で対応を可能なように目指していきたいと考えております。

③手話による意思疎通の支援に関する施策でございます。

手話による情報発信及び災害時における手話通訳の支援に取り組みます。内容としましては、まだ具体的ではありませんが、市政情報を手話による情報発信ができればと考えております。内容としましては、市ホームページ等で手話通訳者を交えて、それを市の情報として市政情報として配信できればと考えております。

また、災害時において、情報の取得や意思疎通の支援に取り組む考えでございます。ろう者が災害時、避難所で意思疎通を図るために、避難所会話カードを指差しにて会話が行えるよう考えております。

今後は、関係機関や各課と調整や連携を図り、支援に取り組む考えでございます。

続きまして、3、今後の予定でございます。

現在、本条例案をまとめているところであり、来月、9月上旬に、請願団体と意見を聞く機会を予定しております。来月20日までに、本条例案を法令審査委員会に提出しまして、10月25日の法令審査委員会に諮りまして、11月上旬に条例案の公表と意見公募の手続を行いまして、令和7年3月の令和7年第1回市議会定例会へ上程し、4月1日施行を予定しております。

続きまして、2ページをお願いします。

最後になりますが、参考としまして、参考1、県内での手話言語条例制定状況でございます。参考2、近隣市町村における手話通訳者の設置状況でございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

まずは県内自治体の中でも、まだまだこの手話言語条例というのが制定されていない状況にあったかと思うんですけれども、迅速に対応していただいて非常にありがたく思っています。

そういった中で、課長おっしゃるように、具体的に施策の内容ということで、(3)を挙げていただいているんですが、ろう者の方が例えば市役所にいらしたときには、今現状はどういった形での対応になっているのかをお伺いしたいんですが。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

現状は筆記で社会福祉課と、あとは市民窓口センター等では筆記での対応をさせていただいているような状況でございます。

○櫻井繁行委員

職員の方々もなかなかご苦労が多いと思うので、この手話言語条例が円滑に制定をされれば、そういったところも非常にスムーズになると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますし、この(3)の②番を拝見しますと、社会福祉課に手話通訳者を配置をするというふうにあるんですけれども、これはどういった形で、例えば会計年度任用職員で勤務体系とか、どういった形の常駐になるのか。その辺少し具体的にお考えがあれば、お聞かせ願いたいんですけれども。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

手話通訳者を配置している近隣の市町村に伺ったところ、会計年度任用職員等を採用しているという

ところで、本市も会計年度任用職員で、かつ、最初はなかなかろう者がどれだけ来庁するかというのが、見込めない部分はあるんですけれども、近隣の市町村の状況を踏まえまして、なかなか龍ヶ崎市のように常駐というわけには難しいかなと思いますし、かつ、新たに市民窓口センターで遠隔でカメラを使って出先機関とのやり取りをやるという中で、ある程度今後は、月の中で第何曜日に、大体時間としては午前9時から午後4時までとか、午前9時から午後5時までとか、そういうような形で配置ができればとは思っているんですけれども、当然予算の絡む部分でもございますので、今後、近隣市町村の状況を参考にしながら、本市としてメリットのあるような配置をしていきたいと考えてございますので、また、詳細がある程度方向ができましたら、文教厚生委員会、また全員協議会でご報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○櫻井繁行委員

先ほどの旧あじさい館の改修工事ではないですけれども、もちろん財源ありきのことなので、なかなか頭の痛いところだとは思いますが、せっかく手話言語条例をおつくりになるわけですから、手話通訳者の方を、基本的には会計年度任用職員でしようけれども、基本的には平日常駐していただけるような方向で、これは要望になりますけれども、お願いしたいというところと、それがかなわないのであれば、ぜひ何曜日のこの時間帯には手話通訳者がいるんだよというようなところを、しっかりとろう者の方々にお伝えをしていただけるようなしつらえをしていただきたいと思いますと思っておりますので、そこをお願いしたいと思います。

それと、最後のほうの遠隔窓口システムを使用してというところがあるんですけれども、これは新しくWonderGoのところに行政機関を移転するということがあると思うし、自治体の自治DXの部分にもつながるかもしれませんが、少しここら辺の環境整備とか、具体的にどういった状況になるのかということをお聞かせいただければと思うんですけれども。

○社会福祉課長（山口浩史君）

今現在、社会福祉課にこの窓口が移転した際の遠隔窓口の内容についてなんですけれども、まだ具体的には、これから業者選定を実施するという中で伺ってはいるんですけれども、その機能の中にオプションとして、AIではないんですけれども、そういう手話を、言葉から手話に変換したりとか、そういうのができるメニューも、オプションになってしまうんですけれども、何か入れられるような、はっきりとはまだ私どもの課には入ってはきていないんですけれども、そういうことも耳に入っていますので、業者選定の際にはそういう部分も、せっかく窓口機能が移転するわけですので、そういう先進的な機能を利用して、市民の方に活用できるようにしたいというような担当課としては思いがございます。

○櫻井繁行委員

ぜひ課長、担当課として、財源のこともありきでしょうけれども、しっかりと予算請求していただいて、やはり多くの方に寄り添うというところで、そういうかすみがうら市を目指してほしいと思っておりますのでお願いしたいと思います。

あと、たしかこれは石澤議員の一般質問の中でもいろいろご提案があつて、ボードを持って窓口やるとか、そういったお話があつたので、その辺も色々取り入れながら、お金のかからない部分でも多少活用ができる場所もあると思っておりますので、ここもしっかり取り組んでいただければと思います。

また、報告をよろしく願いいたします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

今、櫻井委員からありました指差しボードなんですけれども、これを各避難所にラミネートしまして、もし万が一、ろう者が来たり、ろうあ者、言葉がなかなかしゃべれない方が来た場合に、避難所、災害

時なんですけれども、こういうような形でラミネートしてボードを置いて、それで指差しで対応できるような形で、もう既に配付させていただきましたので、そういう部分では今後、ないことが一番望ましいんですけれども、もし万が一あった際には、そういうような形で避難所でも健常者と同じような形で対応できるように、意思疎通が図れるように取り組んでまいりたいと考えております。

○櫻井繁行委員

ちなみになんですけれども、避難所でそういう形を取られて非常にありがたく思うんですけれども、今、庁舎の窓口などでもそういった対応はされているんですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

今現在、社会福祉課をまずベースとして、まず窓口で指差しで対応できるようなカードを今作成中でして、やはりその部署部署の窓口でそれぞれ違いますので、まずはベースとなるところを社会福祉課で作成をしまして、それをベースに各課の窓口での対応の部分で活用できるように広めていきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

せっかくこの条例制定を節目というか、そういったところも担当課のほうで、課長のほうが主体的に取り組んでいただいて、ボードというか、そういった形が全庁的に広まっていくというようなことが望ましいと思いますので、ぜひ今回前向きに率先して取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

そのほかご質問等ございませんか。

それではご質問等ないようですので、本件を終了といたします。

次にいきます。

（５）です。市立第一保育所の閉所についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

市立第一保育所の閉所でございます。

昨年の文教厚生委員会に２回、及び全員協議会について一部ご説明を行っているところでございますが、令和７年３月３１日をもって閉所で進めているところでございます。詳細な内容につきましては、子育て支援課の関課長より説明いたします。

○子育て支援課長（関 克明君）

それでは、市立第一保育所の閉所につきましてご説明いたします。

これまでの経過についてでございますが、昨年８月、文教厚生委員会、また、全員協議会におきましてご報告させていただきました市立保育所運営計画に基づき、入所児童数の減少や施設の老朽化におきまして、第一保育所につきましては、令和７年３月３１日をもって閉所といたします。

第一保育所がある霞ヶ浦地区におきましては、民間保育園、民間認定こども園、合わせて３施設がございます。補助制度など活用しながら保育運営をされているところでございます。

第一保育所の入所児童数におきましては、令和６年４月１日現在８人が在園しております。そのうち４人は、令和７年３月３１日に卒園をいたしますが、残りの利用児童４人につきましては、市が責任をもって民間保育所等への円滑な転園を実施してまいります。

さらに、年齢構成を示させていただきました。３歳児４人、５歳児４人で、８人でございます。

参考に、先ほども申しましたが、文教厚生委員会、全員協議会、保護者説明会など、昨年に行ってお

ります。

今後の予定につきましては、令和6年8月、市議会等に報告をさせていただきまして、9月に最後の保護者説明会、さらには周知などを行いまして、11月頃までには、在園児の転園先のあっせんを行いたいと考えております。12月には、保育所の設置条例改正案の上程、第4回定例会において上程させていただきたいと思っております。年が明けまして、令和7年3月閉所でございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それではご質問大丈夫ですので、本件を終結いたします。

次にいきたいと思っております。

(6)です。市立保育所運営計画についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（川原場宗徳君）

市立保育所運営計画についてでございます。

以前より策定しておりました保育所運営計画について、令和6年8月、一部改訂を行っておりますので、こちらのほうのご説明をさせていただきたいと思っております。内容につきましては山本副参事より行います。

○子育て支援課副参事（山本好徳君）

かすみがうら市立保育所運営計画についてご説明いたします。

昨年の8月にご説明させていただきましたが、今回の主な内容は、やまゆり保育所の民営化を推進するに当たり、方向性の明確化であります。

市立保育所運営計画の概要版によりご説明いたします。

計画書は、7ページから8ページの内容になります。

数値基準につきましては、令和5年3月1日を令和6年3月1日時点で見直しており、市立保育所については、第一保育所とわかぐり保育所が、利用定員の半数を満たさない状況となっております。

次に、概要版2ページになります。

7番、市立保育所民営化計画です。計画書は12ページからになります。

民営化を進めるに当たり、市立保育所の役割と民営化の必要性について検討しております。市立保育所において、国の基準に沿って独自の職員配置を行い、保育内容の充実、拡大をしてきたところですが、保育事業に対する国や県からの支援は、公立から民間事業者へと移行しております。

このことから、民間保育所では人材不足などにより対応できない子どもの受入れや緊急保育など、市立保育所における役割を考慮しつつ、民間事業者に任せることも有効な手段となることから、市立保育所の民営化は必要であると考えております。

よって、今後の市立保育所運営方針を次のようにまとめました。

計画書は18ページになります。

最初に、第一保育所になります。第一保育所につきましては、先ほども部長から説明がありましたとおり、今年度末の令和7年3月31日をもって、保育所を廃止する方針としております。

次に、やまゆり保育所になります。やまゆり保育所については、利用定員130名のところ、令和5年度

末の入所児童は81名でした。本年度4月は68名でスタートしております。当該保育所は、県道沿いに立地し、通勤途中の市外在住の子ども利用があるなど、一定の入所が見込まれる保育所であると考えております。今後は、児童数の推移や保育の需要量、正職員である保育士数の状況などを踏まえ、多様化する保育ニーズに対応するため、民営化を進めていきたいと考えております。

なお、民営化に当たっては、保育施設そのものを民間事業者に移譲するもので、基本的に民設民営方式を検討しておりますが、民営化の公表から実施まで、保護者への懇切丁寧な説明や適正な事業者の選定、官民保育士の合同保育期間を設けるなど、最低でも2年程度は要すると考えておりますので、令和8年4月1日の開園を目途に進めるものとします。

最後に、わかぐり保育所になります。わかぐり保育所については、利用定員120名のところ、令和5年度末の入所利用は53名でした。本年度4月は41名でスタートしております。当該保育所については、市内のほぼ中央に位置していることも踏まえ、今後支援が必要な児童の受入れなど、公立としての役割を担う保育所として、地域の民間保育事業者と連携し、市内保育の資質向上を図るため、当面の間は市立保育所として運営を維持していく方針とします。

市立保育所運営計画の説明は以上となりますが、先ほどやまゆり保育所で申し上げました民営化について関連がございます市立保育所運営事業者選考委員会の委員を、文教厚生委員会から推薦をお願いするものでありますのでよろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

それでは、以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

ちょっと確認なんですけれども、第一保育所は今年度をもって廃止ということですね。

それで、やまゆり保育所については、具体的に民間活力を導入するという話なんですけれども、わかぐり保育所については、市立保育所として当面維持するというような話だったんですが、その辺のわかぐり保育所とやまゆり保育所の差は、どうしてそういう形になっているのかというのを、判断基準をお伺いしたいんですけれども。

○子育て支援課長（関 克明君）

まず、やまゆり保育所につきましては、先ほどもご説明させていただいたんですけれども、県道沿いに立地していきまして、保護者の就労場所からの通勤経路沿いになる場合があるということ、広範囲な地域の児童の入所が見込まれることなどから民営化の推進。

わかぐり保育所につきましては、市内の中央に位置しておりまして、例えば民間保育園などで受け入れられなかった、支援を要する児童がいた場合など、そういうときに公立保育所で受入れをして、民間事業者との連携を行っていくということで、わかぐり保育所につきましては、当面の間は公立の保育所として運営をしていくという判断でございます。

○櫻井繁行委員

説明の仕方なのかなと思うんですけれども、何となくこの第一保育所というのは、入所率が悪いから廃止の方向なのかなと、僕の感覚だと認識があるんですけれども。

そういった中で、わかぐり保育所の入所率とやまゆり保育所の入所率を見ると、やはりわかぐり保育所のほうが入所率がいいかなと。逆に言うと、そこを市として残しながら、入所率が低いところが民間委託をしていくのかというような、今の課長の答弁と逆の発想を僕は思っていたので、何かその辺の最初にどうして、逆に入所率が低いけれども、市の中央にあるから市として市立保育所としててこ入れを

していくというような考えなんだというところを、もう少し説明していただけると、最初に分かりやすかったかなと思って。

逆に言うとそういう認識で、僕の認識は合っているのかというのを伺いたいですけれども、いかがですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

櫻井委員のおっしゃるとおり、そうでございます。申し訳ございませんでした。

○櫻井繁行委員

やまゆり保育所のほうが潤沢な入所率になるから、そこは逆に民間委託してもいいだろうという考え方なのですね。分かりました。

あと、もう一点なんですけれども、そういった中で、基本的には市の今おっしゃっている市立保育所というくくりでいうと、やまゆり保育所とわかぐり保育所の2か所になっていくという認識ですよ。

そういった中で、もう一度どこかにも書いてあったけれども、施設の設備が非常に不足をしているというふうな何か書き方もあったんですけれども、改めて特にわかぐり保育所などで市立でこれからも少し中央に位置するところもあるし、考えていくというお話であったので、これは担当者の例えば保育士さんたちのお話を聞くでもいいでしょうし、ぜひ課長、部長、また担当されている山本副参事でもいいですし、ぜひ実際に足を運んでいただいて、今どういったことが悩みで、例えば今、小学校、中学校の給食室など大分環境整備されている中にあっても、この保育所の、そういう調理施設などがどういう環境にあるのかというのは、正直僕たちも分からないですし、そういったところからどういったところが困っているのかというところは、現場担当者、様々あると思うんですけれども、そういったところをしっかり吸い上げていただいて、市立保育所として維持をしていくというところをしっかりと方向性を示していくということが、計画をしっかりとつくられたんでしょうけれども、そういったところも含めて、保育士さんたちにも寄り添うような施設整備も含めて、環境の処遇改善も含めて、そういった形で取り組んでいただければ非常にありがたいと思うんですけれども、いかがですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

櫻井委員おっしゃるように、これからやまゆり保育所を民営化に向かって進めていくところでございますので、第一保育所は閉所となりますが、わかぐり保育所、やまゆり保育所に保育士さんたちがいらっしやいますので、随時訪問しながら意見など聞きまして、共通理解を深めながら対応していきたいと思っております。

○櫻井繁行委員

特にわかぐり保育所、入所率がちょっと低いというお話があったんですけれども、例えば環境整備をすることによって、やはり国道6号や幹線道路とも近いところにあるので、例えば入所率が増えるということもある可能性もあるので、その辺は一概に何がいいかというのは、なかなか保護者の皆さんの選択の中にあることですから言えないと思うんですけれども、そういったところも含めて、てこ入れしていくのであればしっかりサポートしていただきたいと思います。

今後、何かあれば報告いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○子育て支援課長（関 克明君）

櫻井委員のおっしゃるように、今後様々なことがあるかと思っておりますので、随時報告させていただきたいと思っております。

○櫻井繁行委員

ぜひ足を運んで見てあげてください。お願いします。

○久松公生委員長

そのほか。

○設楽健夫副委員長

やまゆり保育所の場合、入所者の児童の数も多いんですけれども、父兄に対する説明だとか父兄の意向だとかいうことについては、現状では吸い上げているものがあれば、ちょっと報告をお願いします。

○子育て支援課長（関 克明君）

保護者からのお話につきましては、今回8月に、今日、文教厚生委員会、さらに8月27日に全員協議会でご説明させていただきます。その後、9月に入りましてから、保護者向けの説明会などを予定しておりますので、今の段階ではご意見等は分かりません。

○設楽健夫副委員長

民営化の場合の具体的な見通しとといいますか、そういうものはあるんですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

民営化に向けましては、スケジュール等は設定してございまして、本年度内にはできれば事業者の決定などを行いまして、令和7年度におきましては、事業者との引継ぎですとか保護者への継続意向調査、官民合同保育などを行いながら進めていきたいと思っています。

○久松公生委員長

そのほかご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それではご質問ないようですので、本件を終結いたします。

これで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。〔午後 4時26分〕

○久松公生委員長

会議を再開いたします。〔午後 4時28分〕

次に、(7)市立保育所民営化に関する市立保育所運営事業者選考委員会委員の推薦についてを議題といたします。

選考委員の任期につきましては、委嘱した日から1年間となっております。

ここで暫時休憩いたします。〔午後 4時28分〕

○久松公生委員長

会議を再開いたします。〔午後 4時29分〕

ここで、どなたか1名ご推挙いただけますでしょうか。

○櫻井繁行委員

先ほどあった運営計画等に関わることで、ぜひ文教厚生委員長の久松委員長に代表して行っていただいて、しっかりと見ていただいて、意見をさせていただきたいと思いますので、いかがですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、今、櫻井委員からご推挙あったように、私、久松委員が長でご異議がなしということで、それでは、議長にそういった旨で報告したいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。

そのほか委員の皆さん、ほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それではないようですので、ここでお諮りします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それではご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で文教厚生委員会を散会いたします。

長時間ありがとうございました。

散 会 午後 4 時 3 0 分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生